



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年4月1日月曜日 第496号外3

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） …… 1
- 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則……………（ " ） ……14
- 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（ " ） ……15

訓 令

- 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令……………（人事課） ……21
- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（ " ） ……22
- 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令……………（ " ） ……75
- 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（ " ） ……82
- 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令……………（ " ） ……88
- 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令……………（職員厚生課） …… 108

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（局及び課）			（局及び課）		
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。			第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		
総務部	総務管理 局	行政経営課、財産活用推進課、人事課、職員厚生課_____、私学文書課	総務部	総務管理 局	総務管理課_____、人事課、職員厚生課、 <u>市町振興課</u> 、私学文書課
	行財政 推進局	財政課、 <u>市町振興課</u> 、税務課		行財政 改革局	財政課、 <u>行革分権課</u> 、税務課
省略			省略		
保健福祉部	省略		保健福祉部	省略	
	生きがい 推進 局	子育て支援課_____、障がい福祉課、 <u>長寿介護課</u> _____		生きがい 推進 局	男女参画・子育て支援課、障がい福祉課、 <u>長寿介護課</u> 、 <u>ねんりんピック推進課</u>
省略			省略		
（室）			（室）		
第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。			第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。		
行政経営課		総務事務管理室			
人事課		省略	人事課		省略
省略			省略		

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前								
(職務) 第3条 省略 2～9 省略 10 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。 11 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 別表(第4条、第8条関係)				(職務) 第3条 省略 2～9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 別表(第4条、第8条関係)								
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			所長	課長	主幹				所長	課長	主幹	
企 画 課	1～4 省略					企 画 課	1～4 省略					
	5 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務	1 省略					5 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務	1 省略				
		2 医療に関する情報に関すること。						2 医療に関する情報に関すること。				
		(1)～(4) 省略							(1)～(4) 省略			
		(5) 報告の命令等(第6条の3第8項)	○						(5) 報告の命令等(第6条の3第6項)	○		
		3・4 省略							3・4 省略			
		5 医療法人及び地域医療連携推進法人に関すること。							5 医療法人及び地域医療連携推進法人に関すること。			
		(1)～(2) 省略							(1)～(2) 省略			
		23 収益及び費用等の報告の受理(第69条の2第2項)		○					23 省略			
		24 省略							24 省略			
	25 省略				25 省略							
26 省略				26 省略								
27 省略				27 省略								
28 省略				27 省略								

		⑳ 省略			
		㉑ 省略			
		㉒ 省略			
		㉓ 省略			
		6～8 省略			
6～21 省略					

		㉔ 省略			
		㉕ 省略			
		㉖ 省略			
		㉗ 省略			
		6～8 省略			
6～21 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施（第19条の22第4項）	○	
		3 省略		
2～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 省略		
2～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	6 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 指導、助言及び勧告（第12条の4）		○
		6 報告の徴収（第12条の5第1項）		○
7～17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	6 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 指導、助言及び勧告（第12条の5）		○
		6 報告の徴収（第12条の6第1項）		○
7～17 省略				

備考 省略

備考 省略

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p><u>13 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>14 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p><u>16 省略</u></p> <p><u>17 省略</u></p> <p><u>18 省略</u></p> <p><u>19 省略</u></p> <p>(専決処理)</p> <p>第4条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）の規定による熱中症特別警戒情報の通知に関すること。</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p><u>16 省略</u></p> <p><u>17 省略</u></p> <p>(専決処理)</p> <p>第4条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第3条 愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第4条の2 省略</p> <p>第4条の3 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、グループの事務を管理し、当該グループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>第4条の4 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>第4条の5 省略</p> <p>第4条の6 省略</p> <p>第4条の7 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条の2 省略</p> <p>第4条の3 省略</p> <p>第4条の4 省略</p> <p>第4条の5 省略</p>

(愛媛県計量検定所処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県計量検定所処務規程（昭和33年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 副主幹は、所長を補佐するとともに、所長の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>3 専門幹は、所長の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、<u>あらかじめ所長が指定する所員が所長の事務を代決する。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、次長が _____代決する。</p> <p><u>2 所長及び次長ともに不在のときは、あらかじめ所長が指定する所員が所長の事務を代決する。</u></p>
---	--

(愛媛県立産業技術専門学校処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県立産業技術専門学校処務規程（昭和33年愛媛県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>4 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>

(愛媛県公印規程の一部改正)

第6条 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p><u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p>	<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p><u>福祉政策統括監印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p>

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公印名	管守者名
省略	
少子化対策・女性活躍統括部長印	省略
省略	

2～4 省略

別表1（第4条関係）

- 第一 省略
- 第二 寸法

公印の種類	寸法 方（ミリメートル）
職印	
省略	
少子化対策・女性活躍統括部長印	省略
省略	
省略	

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公印名	管守者名
省略	
福祉政策統括監印	省略
省略	

2～4 省略

別表1（第4条関係）

- 第一 省略
- 第二 寸法

公印の種類	寸法 方（ミリメートル）
職印	
省略	
福祉政策統括監印	省略
省略	
省略	

（愛媛県産業技術研究所処務規程の一部改正）

第7条 愛媛県産業技術研究所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p><u>9 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>10 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p>	<p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p>

（愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正）

第8条 愛媛県大阪事務所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(3) 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。	
(4) 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。	
(5) 省略	(3) 省略
(6) 省略	(4) 省略
(7) 省略	(5) 省略
(8) 省略	(6) 省略

(愛媛県東京事務所処務規程の一部改正)

第11条 愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第2条 省略 2～6 省略 <u>7 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u> <u>8 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u> 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略	(職務) 第2条 省略 2～6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略

(愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正)

第12条 愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第4条 省略 2・3 省略 <u>4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u> <u>5 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u> 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略	(職務) 第4条 省略 2・3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略

(愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正)

第13条 愛媛県立農業大学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(愛媛県心と体の健康センター処務規程の一部改正)

第16条 愛媛県心と体の健康センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>7 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条第9項の規定に基づく入院措置又は入院の期間の更新の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項及び _____ 精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年愛媛県条例第18号）第1条の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。</p> <p>(13)～(33) 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条第7項の規定に基づく入院措置 _____</u>の届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項及び<u>第2項並びに</u>精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年愛媛県条例第18号）第1条の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。</p> <p>(13)～(33) 省略</p>

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第17条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p><u>8 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>9 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p>

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第18条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>福祉政策統括監</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>の職にある者をもって充てる。</p>

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第19条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> </div>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>福祉政策統括監</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p><u>5 保健福祉部長</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> </div>

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第20条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p><u>4 少子化対策・女性活躍統括部長</u></p> <p>5～16 省略</p> </div>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>福祉政策統括監</u>をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p><u>4 福祉政策統括監</u></p> <p>5～16 省略</p> </div>

別表2（第6条関係）

- 1 総務部総務管理局行政経営課長
- 2～5 省略
- 6 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長
- 7 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長
- 8～13 省略

別表2（第6条関係）

- 1 総務部総務管理局総務管理課長
- 2～5 省略
- 6 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長
- 7 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課少子化対策推進マネージャー
- 8～13 省略

（愛媛縣市町村合併推進本部規程の一部改正）

第21条 愛媛縣市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局）</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部行財政推進局市町振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部行財政推進局市町振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総務部行財政推進局長 2 総務部総務管理局行政経営課長 3 総務部行財政推進局財政課長 4 総務部行財政推進局市町振興課長 5～16 省略 	<p>（事務局）</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部総務管理局市町振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部総務管理局市町振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総務部総務管理局長 2 総務部総務管理局総務管理課長 3 総務部総務管理局市町振興課長 4 総務部行財政改革局財政課長 5～16 省略

（愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正）

第22条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>4 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p>

（愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正）

第23条 愛媛県動物愛護センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>4 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>
---	--

(愛媛県財政改革推進班規程の一部改正)

第24条 愛媛県財政改革推進班規程(平成17年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 財政改革を強力に推進し、実効ある取組を短期間で実施できる体制を構築するため、<u>総務部行財政推進局財政課</u>に財政改革推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>総務部行財政推進局財政課</u>の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部行財政推進局財政課主幹</u>の職にある者の中から、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 財政改革を強力に推進し、実効ある取組を短期間で実施できる体制を構築するため、<u>総務部行財政改革局財政課</u>に財政改革推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>総務部行財政改革局財政課</u>の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部行財政改革局財政課主幹</u>の職にある者の中から、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県福祉指導監査班規程の一部改正)

第25条 愛媛県福祉指導監査班規程(平成17年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 省略</td> </tr> <tr> <td>2 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u></td> </tr> <tr> <td>3～5 省略</td> </tr> </table>	1 省略	2 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>	3～5 省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 省略</td> </tr> <tr> <td>2 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u></td> </tr> <tr> <td>3～5 省略</td> </tr> </table>	1 省略	2 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>	3～5 省略
1 省略							
2 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>							
3～5 省略							
1 省略							
2 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>							
3～5 省略							

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第26条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 <u>総務部総務管理局行政経営課長</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>総務部行財政推進局市町振興課長</u></td> </tr> <tr> <td>3～10 省略</td> </tr> </table>	1 <u>総務部総務管理局行政経営課長</u>	2 <u>総務部行財政推進局市町振興課長</u>	3～10 省略	<p>別表2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 <u>総務部総務管理局総務管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>総務部総務管理局市町振興課長</u></td> </tr> <tr> <td>3～10 省略</td> </tr> </table>	1 <u>総務部総務管理局総務管理課長</u>	2 <u>総務部総務管理局市町振興課長</u>	3～10 省略
1 <u>総務部総務管理局行政経営課長</u>							
2 <u>総務部行財政推進局市町振興課長</u>							
3～10 省略							
1 <u>総務部総務管理局総務管理課長</u>							
2 <u>総務部総務管理局市町振興課長</u>							
3～10 省略							

(愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正)

第27条 愛媛県立子ども療育センター処務規程（平成19年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p><u>9 看護主幹は、上司の命を受け、主管事務を掌理し、かつ、看護部長を補佐する。</u></p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>13 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p>

(愛媛県家畜病性鑑定所処務規程の一部改正)

第28条 愛媛県家畜病性鑑定所処務規程（平成20年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>3 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>

(愛媛県広報聴推進班規程の一部改正)

第29条 愛媛県広報聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 総務部総務管理局行政経営課長</u></p> <p>4～17 省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 総務部総務管理局総務管理課長</u></p> <p>4～17 省略</p> </div>

(愛媛県原子力センター処務規程の一部改正)

第30条 愛媛県原子力センター処務規程（平成22年愛媛県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>6 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第31条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																							
<p>(事務局)</p> <p>第7条 戦略本部の事務を処理するため、<u>総務部総務管理局行政経営課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部総務管理局行政経営課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u></td></tr> <tr><td>9～13 省略</td></tr> <tr><td>14 省略</td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> <tr><td>17 省略</td></tr> <tr><td>18 省略</td></tr> <tr><td>19 省略</td></tr> <tr><td>20 省略</td></tr> <tr><td>21 省略</td></tr> <tr><td>22 省略</td></tr> <tr><td>23 省略</td></tr> <tr><td>24 省略</td></tr> <tr><td>25 省略</td></tr> <tr><td>26 省略</td></tr> </table>	1～4 省略	5 省略	6 省略	7 省略	8 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>	9～13 省略	14 省略	15 省略	16 省略	17 省略	18 省略	19 省略	20 省略	21 省略	22 省略	23 省略	24 省略	25 省略	26 省略	<p>(事務局)</p> <p>第7条 戦略本部の事務を処理するため、<u>総務部行財政改革局行革分権課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部行財政改革局行革分権課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td>5 <u>営業統括部長</u></td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9～13 省略</td></tr> <tr><td>14 <u>福祉政策統括監</u></td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> <tr><td>17 省略</td></tr> <tr><td>18 省略</td></tr> <tr><td>19 省略</td></tr> <tr><td>20 省略</td></tr> <tr><td>21 省略</td></tr> <tr><td>22 省略</td></tr> <tr><td>23 省略</td></tr> <tr><td>24 省略</td></tr> <tr><td>25 省略</td></tr> <tr><td>26 省略</td></tr> <tr><td>27 省略</td></tr> </table>	1～4 省略	5 <u>営業統括部長</u>	6 省略	7 省略	8 省略	9～13 省略	14 <u>福祉政策統括監</u>	15 省略	16 省略	17 省略	18 省略	19 省略	20 省略	21 省略	22 省略	23 省略	24 省略	25 省略	26 省略	27 省略
1～4 省略																																								
5 省略																																								
6 省略																																								
7 省略																																								
8 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>																																								
9～13 省略																																								
14 省略																																								
15 省略																																								
16 省略																																								
17 省略																																								
18 省略																																								
19 省略																																								
20 省略																																								
21 省略																																								
22 省略																																								
23 省略																																								
24 省略																																								
25 省略																																								
26 省略																																								
1～4 省略																																								
5 <u>営業統括部長</u>																																								
6 省略																																								
7 省略																																								
8 省略																																								
9～13 省略																																								
14 <u>福祉政策統括監</u>																																								
15 省略																																								
16 省略																																								
17 省略																																								
18 省略																																								
19 省略																																								
20 省略																																								
21 省略																																								
22 省略																																								
23 省略																																								
24 省略																																								
25 省略																																								
26 省略																																								
27 省略																																								

別表2 (第6条関係)

1	省略
2	省略
3	省略
4	省略
5	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	省略
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略

別表2 (第6条関係)

1	省略
2	<u>総務部行財政改革局長</u>
3	省略
4	省略
5	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	省略
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略
19	省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第32条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 営業本部は、前項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 営業本部は、本部長_____、営業部長、営業副部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>営業本部長</u>の職にある者をもって充てる_____。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、<u>営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。</u></p> <p>2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長_____を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長に事故_____があるときは、その職務を代行する。</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、営業本部は、伝統工芸品産業の振興に関することを処理する。</u></p> <p>3 営業本部は、前2項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 営業本部は、本部長、<u>営業統括部長</u>、営業部長、営業副部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>参与_____</u>の職にある者のうちから知事が命ずる。</p> <p>3 <u>営業統括部長は、営業統括部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに_____、営業本部を代表する。</p> <p>2 <u>営業統括部長は、知事の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業本部の事務を統轄し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、<u>本部長及び営業統括部長</u>を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長及び営業統括部長共に事故_____があるときは、その職務を代行する。</p>

3 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業部長を補佐し、本部長及び営業部長共に事故があるときは、その職務を代行する。

(大阪営業本部)

第8条 省略

2 大阪営業本部は、大阪本部長、大阪営業部長、名古屋営業課長及び名古屋営業副課長をもって組織する。

3～5 省略

6 名古屋営業副課長は、大阪事務所の職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

7 省略

8 省略

9 省略

10 名古屋営業副課長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。

4 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業部長を補佐する

(大阪営業本部)

第8条 省略

2 大阪営業本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課長_____をもって組織する。

3～5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

(愛媛県県有財産管理推進本部規程の一部改正)

第33条 愛媛県県有財産管理推進本部規程(平成24年愛媛県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(事務局)	(事務局)				
第6条 推進本部の事務を処理するため、 <u>総務部総務管理局財産活用推進課</u> に事務局を置く。	第6条 推進本部の事務を処理するため、 <u>総務部総務管理局総務管理課</u> に事務局を置く。				
2 事務局に事務局長を置き、 <u>総務部総務管理局財産活用推進課長</u> の職にある者をもって充てる。	2 事務局に事務局長を置き、 <u>総務部総務管理局総務管理課長</u> の職にある者をもって充てる。				
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)				
<table border="1"> <tr><td>1 <u>総務部行財政推進局長</u></td></tr> <tr><td>2～11 省略</td></tr> </table>	1 <u>総務部行財政推進局長</u>	2～11 省略	<table border="1"> <tr><td>1 <u>総務部行財政改革局長</u></td></tr> <tr><td>2～11 省略</td></tr> </table>	1 <u>総務部行財政改革局長</u>	2～11 省略
1 <u>総務部行財政推進局長</u>					
2～11 省略					
1 <u>総務部行財政改革局長</u>					
2～11 省略					

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第34条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務)	(職務)
第2条 省略	第2条 省略
2～8 省略	2～8 省略
9 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに所属する職員の指導及び育成を行う。</u>	
10 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u>	
11 省略	9 省略
12 省略	10 省略
13 省略	11 省略
14 省略	12 省略
15 省略	13 省略
16 省略	14 省略
17 省略	15 省略
18 省略	16 省略
19 省略	17 省略
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

子ども・女性支援課

(1)～(3) 省略

(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項まで、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条、第33条の3及び第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。

(5)～(7) 省略

(8) 児童福祉法第33条の6の3の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨に関すること。

(9) 児童福祉法第33条の6の4及び第33条の6の5第1項の規定による特別養子適格の確認の審判に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 児童福祉法第56条第1項から第3項までの規定による扶養義務者負担金に関すること。

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 省略

(36) 困難な問題を抱える女性の相談に関すること。

(37) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関すること。

(38) 困難な問題を抱える女性に対する情報の提供その他の援助に関すること。

(39)～(41) 省略

省略

障がい者支援課

(1)～(11) 省略

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(17) 省略

省略

子ども・女性支援課

(1)～(3) 省略

(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項まで、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条並びに_____第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。

(5)～(7) 省略

(8) 児童福祉法第33条の6の2及び第33条の6の3第1項の規定による特別養子適格の確認の審判に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び第4項の規定による扶養義務者負担金に関すること。

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 要保護女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

(36) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。

(37) 要保護女子_____の一時保護に関すること。

(38) その他要保護女子の更生福祉に関すること。

(39)～(41) 省略

省略

障がい者支援課

(1)～(11) 省略

(12) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関すること。

(13) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(17) 省略

(18) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

18) 省略

- 法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第22条第1項及び第2項並びに第23条の規定による通報等の受理に関すること。
- 19) 障害者虐待防止法第36条第2項第2号の規定による市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、助言その他必要な援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限るものに限る。）。
- 20) 障害者虐待防止法第36条第2項第3号の規定による相談又は相談を行う機関の紹介に関すること。
- 21) 障害者虐待防止法第36条第2項第4号の規定による情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。
- 22) 障害者虐待防止法第36条第2項第5号の規定による情報の収集、分析及び提供に関すること。
- 23) 障害者虐待防止法第36条第2項第6号の規定による広報その他の啓発活動に関すること。
- 24) 障害者虐待防止法第36条第2項第7号の規定によるその他障害者に対する虐待の防止等のための必要な支援に関すること。
- 25) 愛媛県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第8条第1項に掲げる事務に関すること。
- 26) 愛媛県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第1項の規定による調査に関すること。
- 27) 省略

（愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部改正）

第35条 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程（平成27年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>6 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p>

（愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正）

第36条 愛媛県総合科学博物館処務規程（平成30年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p>

- 5 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第37条 愛媛県歴史文化博物館処務規程（平成30年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>5 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第38条 愛媛県美術館処務規程（平成30年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 主幹は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、当該係に属する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>6 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>7 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>

14 省略

15 省略

(代決)

第6条 省略

2 館長及び総務課長が共に不在のときは、総務課主幹が代決する。

3 省略

11 省略

12 省略

(代決)

第6条 省略

2 省略

(愛媛県被災地派遣実施本部規程の一部改正)

第39条 愛媛県被災地派遣実施本部規程（平成30年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 総務部総務管理局行政経営課長</p> <p>2～16 省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 総務部総務管理局総務管理課長</p> <p>2～16 省略</p> </div>

(愛媛県気候変動適応センター規程の一部改正)

第40条 愛媛県気候変動適応センター規程（令和2年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 総務部総務管理局行政経営課長</p> <p>2～19 省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 総務部総務管理局総務管理課長</p> <p>2～19 省略</p> </div>

(愛媛県デジタル総合戦略本部規程)

第41条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程（令和3年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 営業本部長</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 少子化対策・女性活躍統括部長</p> <p>6～17 省略</p> <p>18 監査事務局長</p> <p>19 省略</p> <p>20 省略</p> </div> <p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 総務部総務管理局行政経営課長</p> <p>3～18 省略</p> </div> <p>別表3（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 総務部総務管理局行政経営課長</p> <p>2～18 省略</p> </div>	<p>別表1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 営業統括部長</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 福祉政策統括監</p> <p>6～17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p> </div> <p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 総務部総務管理局総務管理課長</p> <p>3～18 省略</p> </div> <p>別表3（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 総務部総務管理局総務管理課長</p> <p>2～18 省略</p> </div>

(愛媛県少子化対策推進本部規程の一部改正)

第42条 愛媛県少子化対策推進本部規程（令和5年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長</u>をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td><u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u></td></tr> <tr><td>4～6</td><td>省略</td></tr> </table>	1・2	省略	3	<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>	4～6	省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>福祉政策統括監</u>_____をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>少子化対策推進マネージャー</u>_____をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u>_____に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>_____の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td><u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u></td></tr> <tr><td>4～6</td><td>省略</td></tr> </table>	1・2	省略	3	<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>	4～6	省略
1・2	省略												
3	<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>												
4～6	省略												
1・2	省略												
3	<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>												
4～6	省略												

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

一 般 中 心
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																								
<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用 期間</th> <th>貸与 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 作 業 員 の 業 務 に 従 事 す る 職 員</td> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>に 勤 務 するもの</td> <td>チェーンソ ー用防護ズ ボン</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>チェーンソ ー用安全靴</td> <td>1</td> <td>年間</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11)・(12) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考	1 作 業 員 の 業 務 に 従 事 す る 職 員	(1)～(9) 省略					(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー	省略				に 勤 務 するもの	チェーンソ ー用防護ズ ボン	省略				チェーンソ ー用安全靴	1	年間	3年		省略				(11)・(12) 省略						2・3 省略						<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用 期間</th> <th>貸与 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 作 業 員 の 業 務 に 従 事 す る 職 員</td> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>に 勤 務 するもの</td> <td>チェーンソ ー用防護ズ ボン</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11)・(12) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考	1 作 業 員 の 業 務 に 従 事 す る 職 員	(1)～(9) 省略					(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー	省略				に 勤 務 するもの	チェーンソ ー用防護ズ ボン	省略									省略				(11)・(12) 省略						2・3 省略					
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考																																																																																				
1 作 業 員 の 業 務 に 従 事 す る 職 員	(1)～(9) 省略																																																																																								
	(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー	省略																																																																																							
	に 勤 務 するもの	チェーンソ ー用防護ズ ボン	省略																																																																																						
		チェーンソ ー用安全靴	1	年間	3年																																																																																				
		省略																																																																																							
(11)・(12) 省略																																																																																									
2・3 省略																																																																																									
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考																																																																																				
1 作 業 員 の 業 務 に 従 事 す る 職 員	(1)～(9) 省略																																																																																								
	(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー	省略																																																																																							
	に 勤 務 するもの	チェーンソ ー用防護ズ ボン	省略																																																																																						
		省略																																																																																							
(11)・(12) 省略																																																																																									
2・3 省略																																																																																									